

都市公園パークゴルフ場使用料の午後受付分に係る減免措置の試行について

1 目的

都市公園パークゴルフ場の利用者層はそのほとんどが高齢者層であり、利用時間帯も午前中の利用率が全体の 6 割を占める状況となっている。

今回の試行により、午後以降の利用者数の変化や、新規（主に中年・若年層）の利用者の獲得状況等の調査、分析を行い、今後のパークゴルフ場運営の改善、見直しの参考とする。

2 実施内容

（１）旭川市都市公園指定管理者が管理する有料パークゴルフ場において、正午から利用を受け付ける 1 日券（個人）の料金の減免措置を試験的に行う。

（２）減免措置（午後割引）による使用料

適用する有料パークゴルフ場	分類	1 日券 (受付 7:00~)	1 日券(午後割引) (受付 12:00~)
東光スポーツ公園	大人（個人）	600 円	400 円
	高校生（個人）	300 円	200 円
	中学生以下	無料	無料
春光台公園、忠和公園、 旭神中央公園、忠別広場、 金星橋、永山、すえひろ、 東鷹栖、平成大橋、神楽	大人（個人）	300 円	200 円
	高校生（個人）	150 円	100 円
	中学生以下	無料	無料

※減免措置の対象は 1 日券（個人）のみ（1 日券（団体）、1 年券、共通回数券は対象外）

（３）減免根拠

旭川市都市公園条例第 20 条による

（４）周知方法

市 HP 及び SNS、広報「あさひばし」5 月号への掲載、各パークゴルフ場における告知文掲示

（５）試行適用日

令和 7 年 9 月 1 日から令和 7 年度の施設使用期間終了まで